

令和8年度第6回那珂川市農業委員会会議録

令和8年9月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和8年度第6回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和8年9月10日（木） 午後3時00分～午後3時37分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

6番 白水照美委員
7番 小森真理子委員

2. 議 案

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第18号 農地利用集積等促進計画について
議案第19号 非農地証明願について

3. 出席委員

農業委員

会長	結 城 五 子	1 番	藤 野 由紀雄
2 番	内 野 学	3 番	井 上 和 秀
4 番	池 田 政 幸	6 番	白 水 照 美
7 番	小 森 眞理子		

農地最適化推進委員

1 番	川 口 正 明	2 番	三 角 貴 博
4 番	神 代 敏 之	5 番	上 野 善 勝

4. 欠席委員

農業委員 1名
農地最適化推進委員 1名

5. 事 務 局

農業委員会事務局

事務局長	上	溝	朋	之
係 長	手	嶋	雄	美子
書 記	小	熊	宏	弥

午後3時 開会

○事務局長

それでは、開会となりますので、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードへのお切替えをよろしくお願いいたします。

また、発言の際はマスクを外しての発言をよろしくお願いいたします。

○議長

こんにちは。それでは、令和8年度第6回那珂川市農業委員会総会を開会します。

夏暑かったのに急に涼しくなりまして、また稲刈り等お忙しい中、今日は3時からという時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は農業委員1名と農地利用最適化推進委員1名が欠席です。それでは、議案に入ります前に議事録署名人の指名を行います。

6番の白水照美委員と7番の小森眞理子委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第17号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

農地法第5条の許可は、農地の権利移動を伴う転用を許可するものとなっています。

それでは議案書の2ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは1ページを御覧ください。

それでは、議案書の2ページから御説明いたします。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が資材置場です。理由の詳細は、現在地から移転するためとのことです。

(3)利用期間は許可後から永年です。

契約の内容は売買契約による所有権の移転です。

議案書の3ページから4ページ、こちらが土地の登記事項証明書、5ページ、6ページ、こちらが字図、7ページが位置図です。

次に、8ページが資金計画書、9ページが残高証明書を添付しています。

10ページは事業計画書、11ページから13ページ、こちらが法人の登記事項証明書です。

それでは、議案書14ページの被害防除計画書を御覧ください。

(1)排水計画の雨水排水は水路放流、汚水処理、生活雑排水はありません。

(2)用地造成に伴う被害防除措置は、境界から50センチ程度緩衝地を設けて被害防除を行うとのことです。

(3)近傍農地の日照、通風、通作等に支障を与えないための被害防除措置として、日照、通風、通作に支障が出ないように資材を置くとのことです。

(6)近傍の人家への騒音対策については発生しないとのことです。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編、航空写真の1ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり、約1.2ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種、3種、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。第2種農地ですので、議案書15ページに代替地検討表を添付しております。代替地については、施設規模が不相当であることや地権者の合意が得られなかった、以上の理由で不採用としています。

次に、18ページ、19ページ、こちらが水利関係承諾書、20ページ、こちらが農地転用事前協議の回答について、21ページが文化財確認願についての回答です。

次の、22ページから23ページが各種図面でございます。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

7月23日の夕方、行政書士の方と現地を確認しました。集落内の道路や現地までの道幅が狭く、道路脇には水路等もあるため、車両の通行には注意が必要だと感じました。

農地は耕作されておらず、図面のとおりの細長い形状で、土地には段差もありました。幅の広い部分を利用して整地されるものと思いますが、出入口をどこに設けるのか疑問に感じました。

また、最初に現地でお会いした際には、区長や水利関係者の押印など、地元関係者の必要書類がそろっていませんでした。そのため、書類がそろってから改めてお会いすることとし、後日、必要書類がそろったとのことで再度お越しいただいた際に、私も押印しました。資材置場として利用するに当たり、道路の幅員が狭いことが懸念されますが、現地の状況は以上のとおりです。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○推進委員

現地の山側には水路があり、下流の田んぼに水が流れています。以前、造成工事によって水路が塞がれ、水が流れなくなったことがありました。今回も水路に隣接した土地であるため、資材置場として利用する際に水路が塞がれることがないように、十分に配慮していただきたいと思います。

○議長

現地は草が生い茂っていると水路の位置が分かりにくく、道路の幅員も狭いため、車両の通行には注意が必要な状況です。資材置場として利用することでダンプカーなどの往来も想定されるため、地元関係者の意向を確認した上で押印することとしました。

○事務局

図面をご覧ください。ご指摘の水路は図面の上方に位置しており、出入口は図面の左端に設けられる計画のため、水路上を車両が通行することはありません。また、排水についても図面の下方に流れる計画となっています。

事務局からは、資材等で水路を塞ぐことがないように注意を促しておりますが、改めて、

水路の保全に十分配慮して作業を行うよう、事業者に伝えたいと思います。

○推進委員

よろしくお願いします。

○事務局

はい、かしこまりました。

○議長

よろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見がある方は。

○推進委員

代替地の図面が添付されていますが、今回の申請地とはどのような関係があるのでしょうか。また、16ページに記載されている代替地Bは、現在も水田として耕作されていると思いますが、資材置場として検討された土地なのでしょうか。

○事務局

16ページの図面に示されたAとBの間付近に、現在の事業所及び資材置場がありますが、契約上の理由により使用できなくなることから、今回の申請に至っています。

当初は現在の事業所の近隣で代替地を探しており、ご指摘の土地についても資材置場として検討されましたが、適地が見つからなかったため、最終的に申請地を選定されたものです。

○推進委員

分かりました。

○議長

ほかにご意見はありませんか。現地は今後、荒廃が進むことも考えられますが、資材置場として利用する場合には、車両の往来が増えることも懸念されます。

○推進委員

近年はトラックも大型化しており、農道の幅員も狭いことから、車両の通行による路肩の崩壊などが心配されます。

○議長

私たちが日常的に現地を確認しているわけではありませんので、地元の方々の意向を尊重することが重要だと考えています。

○推進委員

地元関係者の承諾書は取得されているため、事情は承知されているものと思いますが、私たちがどこまで意見を述べるべきか、難しいところですね。

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第17号番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第17号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

それでは、議案書の25ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは2ページを御覧ください。

それでは、議案書25ページの御説明をいたします。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

3、転用計画は、転用の目的が資材置場です。理由の詳細は、現在の資材置場が手狭となったためとのことです。(3)利用期間は許可後から永年です。契約の内容は、売買契約による所有権の移転です。

26ページから29ページ、こちらが土地の登記事項証明書、30ページが字図、31ページが位置図です。

32ページが資金計画書、33ページが残高証明書を添付しています。

34ページは事業計画書、35ページから36ページ、こちらが法人の登記事項証明書です。

それでは、37ページの被害防除計画書を御覧ください。

(1)排水計画の雨水排水は自然流下、污水处理、生活雑排水はありません。

(2)用地造成に伴う被害防除措置は、現状で土砂流出等の発生はしていないため、現状を維持し被害防除に努めるとのことです。

(3)近傍農地の日照、通風、通作等に支障を与えないための被害防除措置として緩衝地を1メートル程度設け、建物の高さを2.8メートル程度にするとのことです。

(4)近傍の人家への騒音対策については、稼働時間を注意し騒音対策をするとのことですが。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の2ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり、約3.1ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種、3種、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。第2種農地ですので、議案書38ページ、こちらに代替地検討表を添付しております。代替地については、施設規模が不適當であることや地権者の合意が得られなかったことを理由に不採用としています。

議案書39ページが水利関係承諾書、40ページが農地転用事前協議の回答について、41ページが文化財確認願についての回答です。

42ページを御覧ください。

今回の申請地には地役権が設定されています。地役権とは、他人の土地を一定の目的のために利用できる権利のことで、申請地では送電線の維持、管理等を目的として設定されているものです。このため、転用事業者に対し、今回の転用事業についての地役権者の同意を得るよう求めており、現在その申請がなされております。こちらの42ページが、その

申請書の写しです。地役権者からの同意書が交付され次第、本転用事業に係る同意を得ることを条件として許可するものです。

43ページから44ページ、こちらが各種図面でございます。

説明については以上です。

○議長

それでは、担当の農業委員の意見をお願いします。

○農業委員

8月19日に農事推進員から電話がありまして、関係者6名で説明会に参加し、代理人及び社長から説明を受けました。運搬車両については、周辺への影響も特に問題ないと判断し、出席者全員が同意の上、署名しました。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第17号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第18号、番号1から4の農地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、御説明いたします。

議案書の45ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは3ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所・氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

議案書の46ページを御覧ください。

46ページに申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では水稻を耕作予定です。

次に、議案書の47ページを御覧ください。資料編、航空写真は4ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所・氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

議案書の48ページに申出書の写しを添付しています。

49ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地では、水稻を耕作予定です。こちらの農地については地域計画内の農地であるため、耕作者の変更がある場合、必要な手続を踏んで変更する必要があります。

議案書の50ページを御覧ください。

耕作者の変更案です。こちらの表の右から3列目が現在の地域計画に位置づけられた耕作者で、右から2列目の変更後の地域計画に位置づける耕作者です。隣接する担い手に、耕作者の変更にも異議がないか確認を取っています。

次の51ページに山田地区の目標地図の変更案を添付しています。

次に、議案書の52ページを御覧ください。資料編は5ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所・氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

53ページを御覧ください。

53ページに申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では、ニンジン、ホウレンソウ等の野菜を耕作予定です。

次に、議案書の54ページをお願いします。資料編は6ページを御覧ください。

利用権の設定を受ける者（受け手）の住所・氏名、利用権を設定する者（出し手）の住所・氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権の種類や期間等は記載のとおりです。

議案書の55ページを御覧ください。

55ページに申出書の写しを添付しています。

今回借り受ける農地では小麦を耕作予定です。

56ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。

説明については以上です。

○議長

それでは、今説明がありましたけど、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数により、議案第18号、番号1から番号4は承認されました。

次に、議案第19号、番号1、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

非農地証明願について説明いたします。

議案書の58ページをお願いします。資料編は10ページを御覧ください。

それでは、58ページから御説明いたします。

願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

59ページが土地の登記事項証明書、60ページに字図、61ページに位置図を添付しております。

62ページを御覧ください。

20年以上農地として使用していないことが証明できる建物や樹木がない場合、20年以上農地として使用していない旨を記載した上申書を添付しています。

現地確認を行いました、駐車場として整備されており、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

資料編、航空写真のほうの８ページを御覧ください。

申請地については、第３、非農地証明書の発行基準の(２)のアからカの要件を満たしております。

説明については以上でございます。

○議長

それでは、担当の農業委員の意見ををお願いします。

○農業委員

現地を確認したところ、以前から駐車場として利用されており、申請手続が行われていなかったとのことでした。現地の状況については、特に問題はないと考えます。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第19号、番号１は承認されました。

次は、報告事項です。

報告について、事務局の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第12号、番号１から２、専決処分について御説明いたします。

農地法第３条の３、第１項の規定による届出書、相続について御報告いたします。

議案書は64ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは11ページを御覧ください。

相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は記載のとおりです。

次に、議案書の66ページを御覧ください。資料編は12ページを御覧ください。

こちら、相続により所有権を取得した者の氏名、住所、取得した土地の所在地は67ページに記載のとおりです。

続きまして、報告第13号、番号１、専決処分について御説明いたします。

議案書の69ページを御覧ください。資料編は13ページをお願いします。

こちらが農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書について御報告いたします。

69ページの届出書記載のとおり、転用目的は戸建ての分譲住宅となっております。

70ページから79ページまでが関係書類となります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第13号、番号2、専決処分について報告いたします。

同じく、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についての報告でございます。

議案書は81ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうはそのまま13ページを御覧ください。

81ページの届出書記載のとおり、転用目的は駐車場となっております。月極の駐車場の予定とのことです。

82ページから90ページまでが関係書類となります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第14号、番号1、専決処分について説明いたします。

議案書は92ページを御覧ください。資料編、航空写真のほうは14ページを御覧ください。こちら賃貸借の合意解約の通知書になります。

土地の出し手、受け手の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。

解約の理由はほかの事業が忙しくなり、農業に手が回らなくなったためとのことです。

こちらの合意が成立した日、土地の引渡し時期については、福岡県農業振興推進機構の処理があるため空白となっております。

それでは、報告については以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

それでは、報告について質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、これで本日の総会を閉会いたします。

今からまだまだ稲刈り等でお忙しいと思いますが、お体に気をつけて頑張ってください。ありがとうございました。

午後3時37分 閉会